

福岡県産農林水産物海外販売促進フェア実施要領

制定	令和2年6月15日2 福輸協第14号
改正	令和3年6月14日3 福輸協第26号
改正	令和6年3月14日5 福輸協第196号 福岡県産品輸出促進協議会長通知

第1 目的

海外の量販店等において福岡県産農林水産物（以下「県産農林水産物」という。）の販売促進フェアを実施する輸出業者等を支援することで、海外における県産農林水産物の認知度向上及び輸出拡大を図ることを目的とする。

第2 福岡県産農林水産物海外販売促進フェアの内容

福岡県産農林水産物海外販売促進フェア（以下「フェア」という。）とは、海外の量販店等において、福岡県産品輸出促進協議会（以下「協議会」という。）が貸与・提供する資材を活用して県産農林水産物をPRする取組とし、その内容は次のとおりとする。

1 フェア実施主体

フェアを実施することができ、かつ、福岡県農林水産部輸出促進課が毎年実施している「福岡県産品の輸出実績調査」に協力することができる輸出業者等とする。

2 実施国・地域

フェアの実施国・地域は、フェア実施主体が県産農林水産物を輸出している国・地域とする。

3 実施日数

フェアの実施日数は、1回のフェアにつき2日間以上とする。

4 実施回数

フェア実施主体が、当該年度に実施できるフェアの回数は、実施国・地域ごとに4回までとする。

5 実施内容

フェア実施後も継続的な取引が行われる等、県産農林水産物の輸出拡大に資することが確認できる内容であること。

6 協議会負担対象経費

フェアの実施に際し、協議会が負担する経費の対象（以下「対象経費」という。）は、以下の（１）、（２）、（３）とする。

（１）試食サンプル費

試食サンプル及びその輸送経費を対象とする。

（２）販売促進員設置費

販売促進員を設置する場合、フェア実施国・地域の労働及び食品衛生にかかる法律を遵守するとともに、協議会が貸与する法被又はベスト（以下「法被等」という。）を着用しなければならない。

なお、実績報告書で、法被等を販売促進員が着用していることを確認できない場合は、その理由を書面にて報告しなければならない。

(3) フェア運営経費

会場設営費、試食用資材費、販売促進資材費、広告宣伝費とする。

なお、フェアの運営に際し、協議会が無償で提供するポスター、POPを始めとする販売促進資材を必ず使用しなければならない。

第3 フェア負担金額

対象経費のうち、協議会が負担する金額（以下「負担金」という。）は、1回のフェアにつき40万円を上限とする。

第4 フェア実施主体等の採択基準

負担金を交付するフェア実施主体及びフェアの採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) フェアを実施する国・地域等への県産農林水産物の輸出実績があること。
- (2) フェアの実施により、県産農林水産物の認知度向上及び輸出拡大が見込まれること。

第5 フェアの実施手続き

1 実施計画の申請

フェア実施主体は、原則としてフェア開催初日の5営業日前までに福岡県産品輸出促進協議会県産農林水産物販売促進フェア実施計画（様式第1号。以下「フェア実施計画」という。）を協議会長に提出する。

2 フェア実施計画の承認

協議会長は、フェア実施主体から提出されたフェア実施計画の内容が協議会の施策に一致し、かつ、第2の2、3及び4を満たすときは、その承認を行い、フェア実施主体に通知する。

あわせて、当該フェアにかかる協議会負担金額を通知する。

3 フェア実施計画の変更

フェア実施主体は、2で承認されたフェア実施計画の内容に変更が生じたことに伴い、2で通知した負担金に変更となる場合、速やかに福岡県産品輸出促進協議会県産農林水産物販売促進フェア実施計画変更承認申請（様式第2号）を協議会長に提出しなければならない。

4 実施計画の中止

フェア実施主体は、不測の事由によりフェアを中止するときは、福岡県産品輸出促進協議会県産農林水産物販売促進フェア中止申請書（様式第3号）を協議会長に提出しなければならない。

5 実績報告書の提出

フェア実施主体は、実施計画が承認されたフェアの終了日から起算して30日を経過した日又はフェア実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに、福岡県産

品輸出促進協議会県産農林水産物販売促進フェア実績報告書（様式第4号。以下「実績報告書」という。）を、協議会長に提出しなければならない。

6 協議会負担金の確定

協議会長は、フェア実施主体から提出された実績報告書の内容を確認の上、負担金を確定するとともに、フェア実施主体に通知する。

7 協議会負担金の請求

フェア実施主体は、6の通知を受理後、負担金の請求書を協議会長へ提出する。

8 協議会負担金の支払

協議会は、請求書を受理後、30日以内に負担金を支払う。

9 貸与物の返却

フェア実施主体は、実施計画が承認された年度の3月末日までに、協議会が貸与した法被等を返却しなければならない。

ただし、法被等の返却が困難な場合、その理由を実施計画が承認された年度の3月末日まで報告しなければならない。

なお、協議会が無償で提供したポスター、POPを始めとする販売促進資材については、返却の必要はない。

附則

この要領は、令和2年6月15日から施行する。

この要領は、令和3年6月14日から施行する。

この要領は、令和6年3月14日から施行する。